

# 化学物質の国内対策について

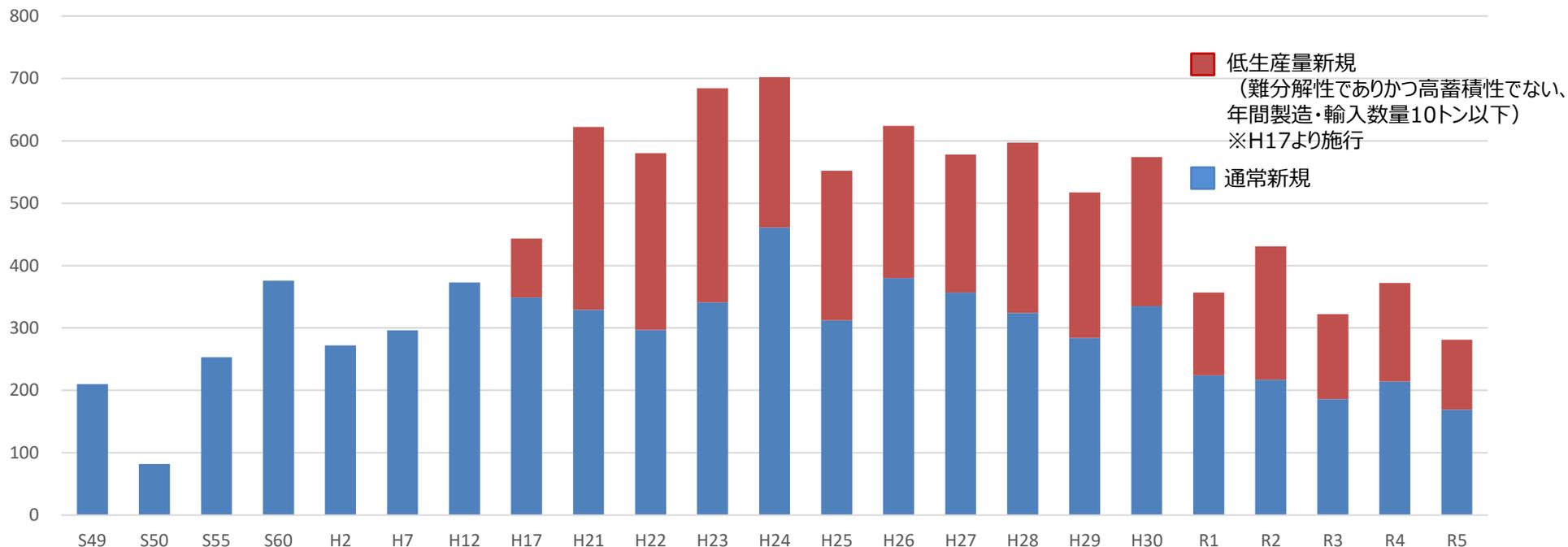
令和 6 年 9 月

化学物質安全課

化学物質審査室／環境リスク評価室

# 新規化学物質の届出件数の推移

- 各年度の届出件数は、当該年度中に判定を通知した届出件数(化審法第3条第1項に基づく届出)の合計を指す。
- 令和5年度の新規化学物質の届出数は281件であった。

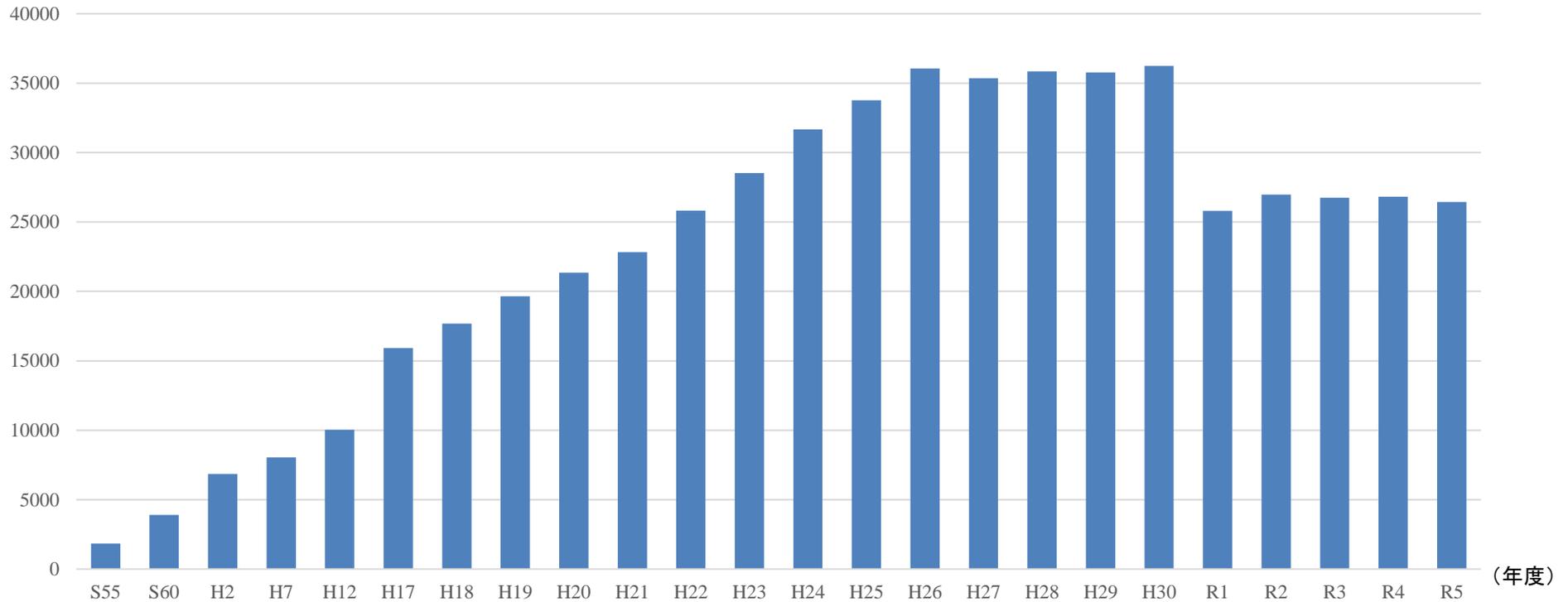


	S49	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H21	H22	H23※	H24※	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
通常新規	210	82	253	376	272	296	373	349	329	297	341	461	312	380	357	324	284	335	224	217	186	214	169
低生産量新規	0	0	0	0	0	0	0	94	293	283	343	241	240	244	221	273	233	239	133	214	136	158	112
合計	210	82	253	376	272	296	373	443	622	580	684	702	552	624	578	597	517	574	357	431	322	372	281

※H23まで暦年、H24以降は年度

# 少量新規化学物質の申出件数の推移

- 各年度の申出件数は、少量新規化学物質の数量確認を受けるために、化審法第3条第1項第5号に基づき、提出された申出件数の合計を指す（申出には、同一物質のものを含む。）。
- 令和5年度における少量新規化学物質の申出件数は26,438件であった。



年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	1,833	3,893	6,848	8,050	10,032	15,923	17,684	19,641	21,355	22,827	25,815	28,519
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	31,672	33,766	36,052	35,360	35,848	35,781	36,254	25,801	26,977	26,739	26,817	26,438

# 最近の答申及び制度への反映状況

○ 化学物質審査小委員会の審議結果を踏まえた答申について、制度への反映を進めている。

審議物質	答申状況	制度
PFOA関連物質	第五次答申(一特指定:4/12) 第六次答申(所要の措置:4/12) 第七次答申(個別物質の指定:8/30)	化審法政令の改正 ・公布:7/10 ・施行:一部:9/10、全面:R7/1/10
ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	答申(二特指定:5/28)	化審法政令の改正 (現在改正作業中)
メキシクロル、UV-328、デクロランプラス	第一次答申(一特指定:8/1) 第二次答申(所要の措置:8/1)	化審法政令の改正 (現在改正作業中)
PFH <sub>x</sub> S関連物質	第三次答申(一特指定:9/20) 第四次答申(所要の措置:9/20)	化審法政令の改正 (現在改正作業中)

# 「PFASに関する今後の対応の方向性」について(令和5年7月)

出典:PFASに対する総合戦略検討専門家会議(第5回) 資料1-1

## PFOS、PFOAについて

以下4点の**継続・充実**を図ることが必要

1. 管理の強化等(在庫量把握、目標値の検討等)
2. 暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応
3. リスクコミュニケーション
4. 存在状況に関する調査の強化等

## PFOS、PFOA以外のPFAS

2つの物質群に大きく分類して対応

### <物質群1: POPs条約等で廃絶対象等>

1. POPs条約の廃絶対象(検討中含む)となっている物質の優先的な管理の検討
2. 存在状況に関する調査の強化等

### <物質群2: それ以外の物質>

1. 当面对応すべき候補物質の整理
2. 存在状況に関する調査の強化等
3. 適正な管理・評価手法等の検討

## 科学的知見等の充実について

- 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集が必要。
- 既存の知見の収集のみならず、国内において関連する研究を推進すべき。

# 「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえた当面の主な取組について（抄）

## 1. 科学的・技術的知見の更なる充実

### ①子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の活用

- ✓ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を推進し、健康影響に関する知見を充実させる。

### ②化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の本調査

- ✓ 平成30年度からパイロット調査を実施。現在、専門家の御意見を踏まえつつ、PFASを含む化学物質の、一般的な国民のばく露量を把握することを目的とした本調査の設計について検討中。

## 2. 汚染拡大防止に資する取組

### ①PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量調査の実施

- ✓ PFOSを含有する泡消火薬剤について、関係省庁・関係団体と協力し、4年に一度在庫量調査を実施。今回（令和6年）、PFOSに加え、PFOA、PFHxSを含有する泡消火薬剤の在庫量について調査中。

### ②POPs条約を受けた対応

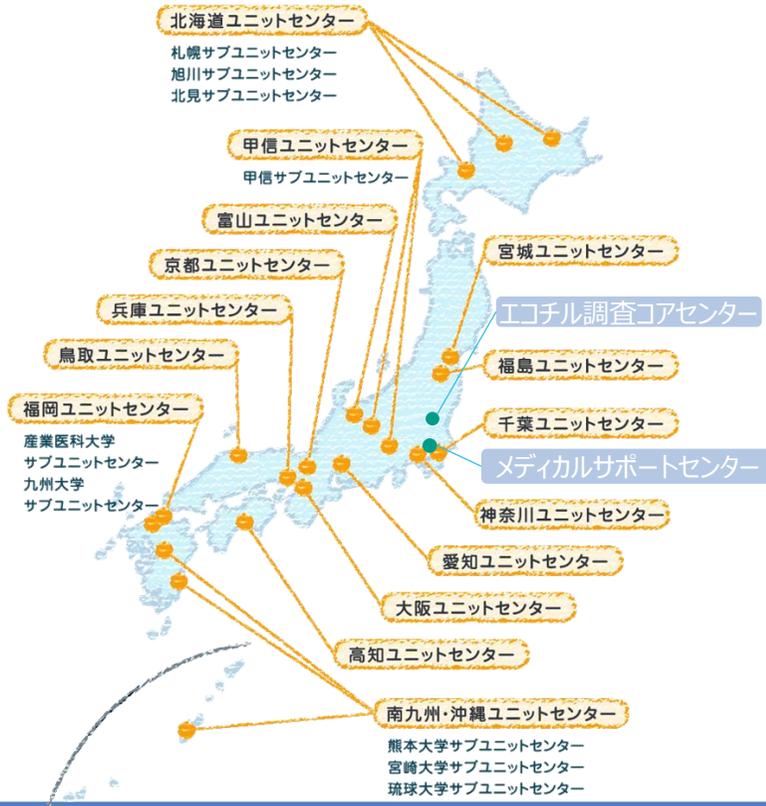
- ✓ PFOA関連物質の化審法第一種特定化学物質への指定を進めるなど、POPs条約での議論等を踏まえた対応を行う。

# 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の概要

## 調査の目的・概要

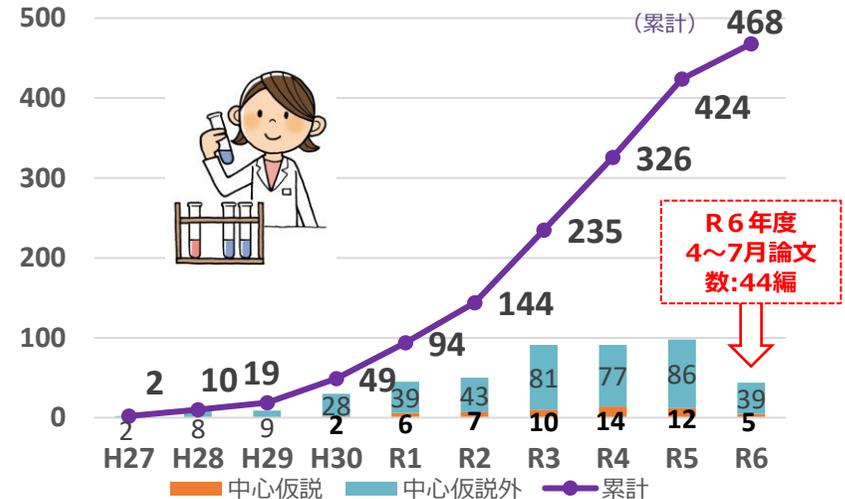
- エコチル調査の目的は、化学物質のばく露等が、胎児期から小児期にわたる子どもの健康にどのような影響を与えているかを明らかにし、リスク管理当局や事業者への情報提供を通じて、適切なリスク管理体制の構築につなげることである。
- 化学物質等の環境要因が健康に与える影響を解明するため、**約10万組の親子を対象としたエコチル調査を2010年度から実施。参加者の多くが協力を継続。**
- 参加者の血液等の**生体試料(約560万検体)**を採取・保存・分析するとともに、質問票等による追跡調査を実施。
- 開始時に策定した学童期(～12歳)までの基本計画を、「**エコチル調査企画評価委員会**」の議論※を踏まえて**13歳以降の調査に向けて改定(令和5年3月30日公表)**。 ※「健康と環境に関する疫学調査検討会」報告書(令和4年3月29日)を受けて議論

## エコチル調査実施体制



## 研究成果

- 令和6年7月末時点までの全国データを用いた論文数は**468編(中心仮説は56編)**。
- 妊婦の化学物質等のばく露と、子どもの体格やアレルギー疾患等の健康影響との関連が明らかとなっている。



\* 中心仮説：胎児期～小児期の化学物質ばく露等の環境要因が、妊娠・生殖、先天性形態異常、精神神経発達、免疫・アレルギー、代謝・内分泌系等に影響を与えているのではないかと推定される。

成果発表一覧 <https://www.env.go.jp/chemi/ceh/results/publications.html>

# エコチル調査の成果の社会還元の例

## 妊婦や子どもの健康に関するガイドライン等の策定に貢献

- 食品安全委員会 評価書 3件
- ガイドライン等 6件



編集・監修 日本産科婦人科学会/日本産婦人科医会



日本小児アレルギー学会作成、滝沢琢己、他監修。協和企画、2023。



橋本圭司、他監修。医学書院、2021。



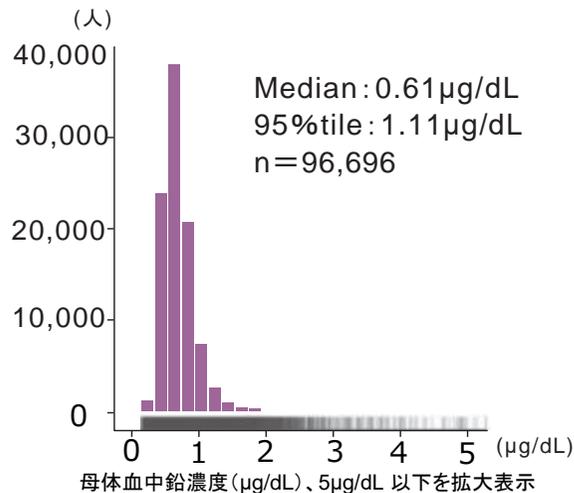
日本小児アレルギー学会作成、海老澤元宏、他監修。協和企画、2021。



「食物アレルギーの診療の手引き2020」  
<https://www.foodallergy.jp/wp-content/themes/foodallergy/pdf/manual2020.pdf>

## 活用事例

「評価書 鉛(2021年6月食品安全委員会)」  
妊婦(約10万人)の血中鉛濃度のデータを引用

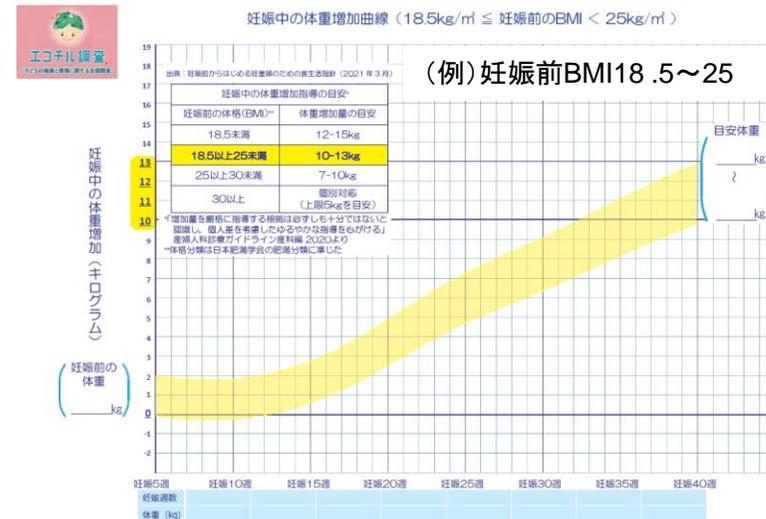


エコチル調査の対象者(妊婦)の血中鉛濃度

出典: 「評価書 鉛」(内閣府食品安全委員会)の図を元に作成  
([https://www.fsc.go.jp/osirase/lead\\_and\\_health\\_assessment.html](https://www.fsc.go.jp/osirase/lead_and_health_assessment.html))

「妊娠中の体重増加曲線(妊娠前BMI別)  
(2021年9月報道発表)」

妊婦(約10万人)の健診情報を用いて妊娠前BMI別に4通り作成



出典: 国立成育医療研究センター  
ホームページプレスリリースより(2021年9月28日)  
(<https://www.ncchd.go.jp/press/2021/210928.html>)

# 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（HBM）について

## 背景と目的

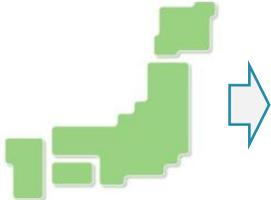
- ・ **実践的な化学物質の管理**に向けて、人への**ばく露実態を把握する**ことが重要である。
  - ・ これには人の血液や尿などの生体試料※を分析することが有用である。
  - ・ 平成30年度からパイロット調査を実施。現在、専門家の御意見を踏まえつつ、PFASを含む化学物質の、一般的な国民のばく露量を把握することを目的とした本調査の設計について検討中。
- ※：生体試料の分析結果は、ばく露媒体を問わず、全てのばく露の指標となる。

## アウトプットと想定される活用

- ・ スtockホルム条約、水銀条約など、化学物質管理施策の有効性評価
- ・ リスク評価の精緻化、リスク管理
- ・ ばく露実態の把握から影響の検証が必要な物質の抽出
- ・ 個人や地域の状況の把握（比較対象、標準値としての役割）
- ・ エコチル調査との連動により網羅的な化学物質による影響の把握

## 本調査設計（案）

①調査協力者募集  
(150地域で  
計3,000名程度)



②生体試料  
(血液・尿・毛髪など)の採取



③化学物質分析、試料保存



④解析、次期調査の設計



(参考)

最近の答申及び制度への反映状況

# (参考)PFOA関連物質等の審議の経緯、今後の予定

○ PFOA関連物質等について、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において以下のとおり審議を行った。(厚生労働省、経済産業省との合同審議)

令和5年12月 第一種特定化学物質の指定に係る再審議

令和6年1月 輸入禁止製品等の再審議

令和6年4月 答申発出

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第五次答申)」・「同(第六次答申)」

第五次答申:化審法に基づく第一種特定化学物質に指定することが適当

第六次答申:第一種特定化学物質の指定とあわせて、所要の措置を講ずることが適当

令和6年7月 改正政令の公布

令和6年7月 省令に定める個別具体の物質に係る審議

令和6年8月 答申発出

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第七次答申)」

第七次答申:第一種特定化学物質に指定について

<今後の予定> ※変更する可能性あり

令和6年9月 化審法施行令の一部施行

令和6年12月 化審法省令の公布

令和7年1月 化審法施行令の全面施行、化審法省令の施行

# ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテルの審議の経緯、今後の予定

○ ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテルについて、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において、以下のとおり審議を行った。(厚生労働省、経済産業省との合同審議)

令和5年1月 リスク評価書を審議

令和5年11月 リスク評価結果を受けて、第二種特定化学物質の指定に係る審議

令和6年5月 答申発出

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく「ポリ(オキシエチレン)＝アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)」の第二種特定化学物質への指定等について(答申)」

令和6年7月 TBT通報

令和6年8月 政令改正案に関するパブリックコメント

<今後の予定> ※変更する可能性あり

令和6年夏以降 化審法施行令の公布

令和7年春以降 化審法施行令の施行

- 1) 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。

# メキシコル、UV-328、デクロンプラスの審議の経緯、今後の予定

○ メキシコル、UV-328、デクロンプラスについて、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において、以下のとおり審議を行った。(厚生労働省、経済産業省との合同審議)

令和5年7月 第一種特定化学物質の指定に係る審議

令和5年11月 輸入禁止製品等の審議

令和6年7月 デクロンプラスに係る輸入禁止製品等の再審議

令和6年8月 答申発出

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第一次答申)」・「同(第二次答申)」

<今後の予定> ※変更する可能性あり

令和6年以降 TBT通報<sup>1)</sup>、政令改正案に関するパブリックコメント

令和7年以降 化審法施行令の公布

化審法施行令の一部施行

化審法施行令の全面施行

1) 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。

# PFHxS関連物質の審議の経緯、今後の予定

○ PFHxSとその塩及びPFHxS 関連物質のうち、PFHxS又はその塩について、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において令和6年6月及び7月に審議を行った。(厚生労働省、経済産業省との合同審議)

※ PFHxS関連物質については、条約における例示的リストの動向を踏まえ、引き続き指定すべき物質の検討を進めることとされた

令和6年6月 第一種特定化学物質の指定に係る審議

令和6年7月 所要の措置に係る審議

<今後の予定> ※前後する可能性あり

令和6年9月 答申発出

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第三次答申)」・「同(第四次答申)」

令和6年冬以降 TBT通報<sup>1)</sup>、政令改正案に関するパブリックコメント

令和7年以降 3省合同会合<sup>2)</sup>におけるPFHxS関連物質の指定に係る審議

改正政令、PFHxS関連物質の指定に係る省令の公布

改正政令、PFHxS関連物質の指定に係る省令の施行

1) 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。

2) 薬事審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合